

椎農発第39号
令和6年8月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

椎葉村長

市町村名 (市町村コード)	椎葉村 (45430)
地域名 (地域内農業集落名)	嘸谷・栗の尾 (057-054-055)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、9人の参加者のうち80代以上4人、70代2人、平均年齢76.1歳と著しく高齢化が進み、80代以上の農家では後継者不在であることから、今後遊休農地の増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者確保に努めながら、地域住民などを交え集落全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:9人(うち50歳代以下1人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし

主な作物:水稻、畜産(和牛繁殖)、しいたけ、果樹、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の労働力不足に対する取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、農作業受託組織の利用を検討する。併せて飼料作物や果樹の生産に向けた水田の畑地化、地域特産品であるシイタケのほた場としての利用を進める。

また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から後継者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の一体的な農地のうち、協議が行われた時点で、現に耕作又は保全が行われている農地および新たに耕作を行うことが予定されている農地区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の維持に努めるとともに、担い手を育成することにより農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集落の中で自作困難となった農地のうち、機械による作業が可能な農地を優先して担い手の確保に努め、農地中間管理機構を通じて貸し付けを行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、村の農地整備事業等を利用して農地耕作の効率化に努める。また水路や農道の維持管理を、共同で行うことにより、作業の効率化を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

村や普及センター、JAと連携し、地域内外から後継者となる者を募集する。また農家の栽培技術向上を図るために技術講習に積極的に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため作業が困難となった農家の耕うん、田植え、収穫等の受託作業は椎葉村農作業受託組合への委託を検討するとともに、それ以外の水路管理、農地周辺の除草作業、担い手が引き受けるまでの農地保全のための作業は、集落で共同で行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

④これまで連続して畑地作物が作付けられている水田は、畑地化を進める。

⑤水田耕作が困難な農地では、ソバの作付けや、ユズ・柿等の果樹への転換を積極的に行う。

⑦中山間地域等直接支払制度の協定による農地周辺や農道の草刈り管理、用排水路の維持を共同作業により行う。